

非行少年の親子関係

—— とりわけ父親との関係について ——

友 廣 信 逸*

Parent-child relationship of juvenile delinquents:
Focusing on relationship with their fathers

Shin'itsu TOMOHIRO

要 旨

近年少年非行が報道されることが多いが、それらの事件に隠された比較的軽微な事件を惹起する少年にも目を向けなければならない。

本稿では、2 事例を取り上げ、その親子関係、とりわけ父親との関係から、当該少年が惹起した非行の意味の理解と、更生のプロセスについての検討を試みた。

家庭の機能として、父性的な面と母性的な面のバランスが必要と考えるが、思春期の少年たちにとっては、発達課題の側面も重要であろう。

はじめに

最近、さまざまな形で少年非行がマスコミをにぎわす。筆者の印象としては、1997年（平成9年）、神戸の須磨で起きた児童連続殺傷事件以来、とりわけ社会的耳目を引く低年齢の少年・児童の兇悪でかつ動機を理解しがたい事件が連鎖的に惹起されている感もある。

それらの事件（社会的現象と言っても良いだろうが）については、個々の事件の背景や事情を検討し、その背景にある社会構造や文化の変化、価値観等についての考察を加えることも、これら悲惨な事件を繰り返させないために必要なことと思う。

しかし、その一方で、それらの事件の陰に隠れた比較的軽微な事件についても目を向けなければならない。

筆者は、いわゆる「非行少年」なるものは存在しないと考えている。

思春期の戸惑いの中で、あるいは親との葛藤、家族・学校社会との軋轢、青年期の自己同一性の混乱等から、刑法に違反する行為をし、あるいは、深夜徘徊や盛り場徘徊などの犯罪を犯す虞が極めて高い少年（虞犯少年）はいるにしても、彼ら一人ひとり、家庭環境や自己の将来について不満を持っていたり不安を感じていたりする。

平成17年9月27日受理 *社会学研究科

問題は、(たまたま非行してしまった)少年たちを家族や学校を初めとする周囲がどうかかわり、その少年に誰がどう援助するかということだろう。

非行・矯正心理学の歴史を振り返ると、問題行動を起こす少年児童について、幼児期からの母子関係を取り上げることが多かったと思うが、本稿では特に父親との関係に焦点をあてて非行の背景と更正のプロセスを検討したい。

I 非行と家族関係

わが国に限らず、欧米の古典的犯罪心理学の立場からは、犯罪・非行と家族との関係については、欠損家庭や経済的貧困などが問題家庭とされてきた。

しかし、日本の高度経済成長・高学歴化・中流意識の流れとあいまってか、「生活のための財産犯」は減少し、「遊び型非行」や「いきなり型非行」と言われる非行のタイプが増加した。

(注1:「犯罪白書」等)

この間の詳細な分析は他の著作・論稿に譲るとして、概して言えば「普通の家庭の子が非行する」時代と言われるようになった。

ただ、その一方で、共稼ぎ家庭が増加する社会的風潮の中で、山口透氏はこれを「擬似欠損家庭」と呼び、保護される少年の中でいわゆるカギっ子がかなりの高率を占めていると指摘した。

(注2:文献2)

つまり、外見的な家族の欠損や貧困より、家庭的な機能が問題にされるようになったと言えよう。

しかし、依然として少年院に収容されている少年に、片親家庭の少年が多いのも事実である。法務総合研究所の統計によれば、少年院収容少年の約48%が父母どちらかとの家庭であるという。

(注3:文献3)

さらに、筆者の元家裁調査官としての経験を振り返ると、仮に両親が離婚していなくても、父母の関係が不和であったり、離婚に瀕している場合も少なくない。

実際、少年事件の調査担当中に離婚に至ったケースもあるし、少年事件として係属した一方で、同じ庁の家事部において離婚調停中だったというケースもまま見られるところであった。

臨床心理学の観点から見て、子どもの問題行動の多くがそうであるように、非行についても、子どもが発するSOSであるということが言える。

II とりわけ父親との関係、父母の関係が問題と感じた事例。

〈ケース1〉

少年は中学2年生男子。係属当初父母と実兄、実妹の5人家族であった。

少年の非行は多岐に亘っており、原付自転車の無免許運転、友人らとの原付の占有離脱物横領、万引き等、その非行は日常茶飯と言っても良かった。

実兄は少年より2歳上。中学卒業後定職に就かず、いわゆるフリーターということであったが、

現実には仕事に就いている時間は少なく、遊び歩いているというのが実情である。

当初父は小さな鉄工所に勤務していたが、給料が安いので、実母は新聞配達とスーパーのレジをパートで掛け持ちするという働き方で、調査面接時には痩せて、化粧も無く、生活に疲れているという印象を強く受けた。

中学には登校するものの、教室で机に座っていることは少なく、授業中廊下を歩き回ったり、同種傾向のある友人らとトイレや体育館の裏でタバコを吸うなど、中学校においてもいわゆる問題生徒であり、学校からの強い要望もあり半年近く、最終審判を留保してもらい、試験観察を行なった。

試験観察は、2週間に一度、母親と少年の二人で来談してもらい、たまに中学に少年の様子を見に行く形で進めたが、さすがに施設収容を恐れたのか少年は学校ではおとなしく席に着いて授業を受けるようになり、たまに学校教諭から「タバコを吸っているらしい」という報告は受けたものの、非行は収まっていた。

試験観察を開始して2～3ヵ月後に、少年と同伴して出頭した実母から「実は父親とは離婚した。住居は変わっていないが、父親が家を出る形で別れた」との報告があった。聞けば「実は父親はもともと給料も安かったが、ギャンブル好きで、家にはほとんど生活費も入れず、家にも夫婦や子どもたちとの会話はあまりなかった」とのことであった。

もともと影が薄く、家庭内での存在感の希薄な父親であり、少年を含めて表立った喧嘩や葛藤は見受けられなかったが、このような父親に対して少年は「うとうしい」という印象を抱いていたようでもあった。

この少年の家庭において何よりも変化したのは実母の精神衛生であったようだ。

生活のために忙しく立ち働くという状況は変わらないものの、給料を入れない、ギャンブルに明け暮れる父親と別れるということで、実母の精神衛生は、以前に比べて安定し、面接の際に見せる表情も明るくなった。

少年は、その後も、近くにひとりで居住する父親のところに遊びに行くことはあったようであるが、父母の離婚（別居）によって、父親との距離を置くことができたように思えた。

〈ケース2〉

初回係属時中学3年の女子少年。初めて警察から家裁に送致されてきたときは、中学3年在学中で、同様の素行不良の同性の友人3名と一緒に、別の中学の女子生徒に対して陰湿な暴力を加えたという傷害事件であった。初回から観護措置を執られて鑑別所に入れられたが、まもなく中学卒業ということもあってか（同事件の担当は筆者ではなかったが）保護観察決定を受けて家に帰された。

しかし、中卒後あまり日を措かずに、前件共犯の少年らと共に謀して窃盗事件を惹起して再度係属した。

窃盗事件といっても、同年輩の行きずりの少女に因縁をつけてプリクラのカーテンで仕切っているスペースに連れ込み、恐喝まがいの言辞を弄している間に別の共犯少年が被害者のバックから財布を抜き取るという強盗事件に近い態様であった。

少年は明るく積極的な人柄であると同時に、攻撃的で活発な女の子であったが、父親との関係はきわめて悪かった。

もともと、父親は外に愛人がいて、父母の関係も険悪であったが、少年が鑑別所入所中も一度も面会にも行かないという有り様で、その代わりと言うべきか、弁護士を付添人に選任して、その費用を負担することで父親としての責任を果たしている姿勢を示しているようにも見えた。

Ⅲ 事例にみる親子関係

たまたま両事例とも父母のいわゆる夫婦関係が不良で、ケース1については試験観察中に別居・離婚に至り、ケース2の少女の父母も審判終了後、母が少年を連れて家を出るという形で別居したと聞いた。

どちらの事件についても、行為時中学3年生で、まさに思春期に在ったが、ケース2の女子少年は、父親に対する嫌悪反発から非行行動を繰り返していたと見ることができる。

ケース1の少年は、男子少年であり、父親モデルを求める発達段階にあると考えるが、家庭において父親はギャンブルに明け暮れ、生活費も満足に家に入れないなど、少年にとっては同一化の対象となりがたかったと思われる。

Ⅳ 考察

紙面の関係で、2事例しか取り上げられず男子少年と女子少年とでは親子関係のダイナミズムは異なる。

しかし、共通して言えることとして、家庭における母性的機能と父性的機能の動きがある。

つまり、家庭の母性的機能は、家庭においてやすらぎや居心地の良さ、自己を受け入れてもらえるという安心感をもたらすものであり、一方父性的機能とは、将来の夢や理想、社会的な規範やルールを学習するものと考えられるが、上に挙げたいずれの家庭においても、父母の関係が不和であることで、家庭内緊張が高く、これらの少年にとって家庭は真にくつろげる場ではなかったと推測される。

また、思春期の男子少年、とりわけ中学3年生と言う社会に出る準備段階にあるケース1の少年にとって、父親は同一視の対象とはなりえず、将来の自己像を具体化することができなかった。

少年の実兄が、2年前に中学を卒業したものの、一応フリーターとはいうが、稼働意欲を持たず、徒遊な毎日を送っているということもこれを示している。

思春期の女子少年にとっては、父親は憧れの対象であると同時に、異性として意識する存在であろうと思われる。

そんな時期に、父親が不倫をしていたり、母との関係が険悪であれば、父親に対して不潔感を抱く。

それはおのずから父親に対する反発となり、同時に社会に対する反抗を呼び起こすものと考え

られる。

この少年が前件係属時、社会的規範の代表と言う意味で父性的な働きを持つ警察や司法機関の介入を受けながらも非行を繰り返していたことは、このことを顕現していると考ええる。

あとがき

ここに挙げた二つのケースでは、たまたま父母の離婚もしくは別居によって、少年にとっての家庭の安定がもたらされた。

実際には、いわゆる家庭内離婚と言う言葉があるように、父母の関係が緊張感を持ちながらも持続する家庭も多い。

多感な思春期の少年にとっては、まだまだ意識化されにくく未分化ではあろうが、父母と自分は別の人格であるという意識の成長が期待される。

また、試験観察等、両親とは別の人格に触れることによって、将来の夢や理想を形成し同一化の対象を得ることが望まれる。

ここでは2事例を取り上げたただけであるので、偏りもあろうし、非行に傾く少年の父母との関係については、さらに多くの事例を検討することで、母性と父性の観点から問題を浮き彫りにし、また時代的な変化についても考究していきたい。

〔引用・参考文献〕

- 1 犯罪白書 平成16年版 法務総合研究所編
- 2 福島章 非行心理学入門 中公新書
- 3 犬塚石夫編 矯正心理学（上、下） 東京法令